

小型船舶の登録等に関する法律に係る関係政省令案の意見募集 について

平成13年7月

海事局検査測度課

1. 現行の制度の概要

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号。以下「船籍政令」という。)は、総トン数5トン以上20トン未満の日本船舶のうち小型漁船等を除いた船舶について都道府県の知事による船籍票の交付を受け、小型漁船について都道府県知事による総トン数の測度を受けること等を定めています。

2. 小型船舶登録制度の概要

小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号。以下「小型船舶登録法」という。)が、第151回国会において成立し、平成13年7月4日に公布されました。

小型船舶登録法は、総トン数20トン未満の小型船舶のうち漁船等を除いた船舶についてその所有権の公証のための登録に関する制度等を定め、このうち小型船舶の総トン数の測度及び登録に関する事務について国に代わって小型船舶検査機構に行わせることができること等を定めるものです(法律の概要については資料1を、法律の全文については資料2を参照。)。

3. 小型船舶登録法の施行に伴う政省令案

(1) 小型船舶登録法の政省令案の概要

施行期日に関する政令(小型船舶登録法附則第1条関係)

小型船舶登録法の施行期日については、小型船舶登録法附則第1条においてその公布の日から1年以内の日を政令で定めることとしており、小型船舶登録法の実施のための周知・広報等の準備に必要な期間等を勘案して平成14年4月1日を予定しています。

小型船舶登録法施行令（小型船舶登録法第20条及び第29条関係）
小型船舶登録法第20条では、登録の回復、登録の更正その他登録に関し必要な事項は、政令で定めることとしており、以下のとおり申請書の記載事項や添付書類等登録に関する申請手続及び登録実施機関が行う登録事務の手続等を規定します。

（ ）登録の回復

国土交通大臣は、原簿の全部又は一部が滅失したときは、当該原簿に登録を受けた者が、登録の回復の申請をすることができる旨を告示しなければならないものとします。

（ ）登録の更正

登録実施機関は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、登録の錯誤又は脱落が登録実施機関の過失に基づくものであるときは、遅滞なく、その登録を更正しなければならないものとします。

（ ）申請書の記載事項

申請者は、以下の事項を記載し、これに署名押印した申請書を登録実施機関に提出することとします。

記載事項

- ・ 船舶の種類
- ・ 船籍港
- ・ 船体識別番号
- ・ 船舶番号を有するときは、当該船舶番号
- ・ 申請者の氏名又は名称及び住所
- ・ 登録の目的 等

() 添付書類

申請事項を証明するため、申請書に、登録の原因を証明する書面、印鑑証明書等を添付することとします。

() その他登録等に関し、所要の規定を設けます。

小型船舶登録法の国土交通省令案の概要

() 小型船舶登録法の適用除外船舶の範囲

小型船舶登録法適用除外の船舶については、同法第2条で具体的に挙げている漁船、係留船及びろかい舟のほか、国土交通省令において、財産的価値が低いもの、用途が特殊であり流通性がないもの又は行政上の観点から登録の必要性が乏しいものを定めることとしており、現段階での案は以下のとおりです。

- ・ 推進機関を有する長さ3メートル未満の船舶（ただし危険物ばら積み船及び特殊船を除く。）であって、当該推進機関の連続最大出力が20馬力未満のもの
- ・ 長さ12メートル未満の帆船（国際航海に従事するもの、沿海区域を超えて航行するもの、推進機関を有するもの（上記に掲げるものを除く。）、危険物ばら積み船、特殊船及び人の運送の用に供するもの

を除く。)

- ・災害発生時にのみ使用する救護用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの

- ・モータボート競走法(昭和26年法律第242号)第4条第1項の許可を受けた競走場等において航行の用に供するもの等

() 船舶番号

小型船舶登録法第8条より登録された小型船舶に表示する船舶番号については、船舶安全法第9条第1項により船舶検査に合格すると交付される船舶検査済票の番号とほぼ同じものとし、表示の合理化を図ります。

() 譲渡証明書等の様式

小型船舶登録法第19条より、小型船舶の譲渡人が譲受人に交付することとなる譲渡証明書、各種登録申請書等の様式を定めます。

() その他登録等に関し、所要の規定を行います。

(2) その他の関係政省令の整備案の概要

小型船舶登録制度の導入に伴う関係政令の整備

小型船舶登録制度の導入に伴い、船籍票交付制度の廃止を内容とする船籍政令の改正を行います。

また、船籍票交付制度の廃止については、次の経過措置を設けます。

- ・船籍票記載事項変更や船籍票検認期日の到来の時期に小型船舶登録を受けるとすること

- ・小型船舶登録を受けるまでの間、船籍票に航行要件及び国籍証明としての効力を暫定的に与えること

- ・ 小型船舶登録を受けるまでの間に船籍票を紛失した場合には、これまでどおり都道府県知事から船籍票の再交付を受けることができること 等

小型漁船の総トン数の測度制度の見直し

小型船舶登録法の施行に伴い、小型漁船（総トン数20トン未満の漁船をいう。）の総トン数の測度制度の適用対象の下限について、漁船以外の小型船舶と同様に総トン数5トン未満に拡大します。

これに併せて、次のような措置を行います。

- ・ 小型漁船と小型船舶等との間の転用時の手続きの合理化
- ・ 管轄都道府県のエリア外に所在する小型漁船の総トン数の測度を国（領事官・船舶測度官）が実施すること 等

小型船舶登録制度の導入に伴う関係省令の整備

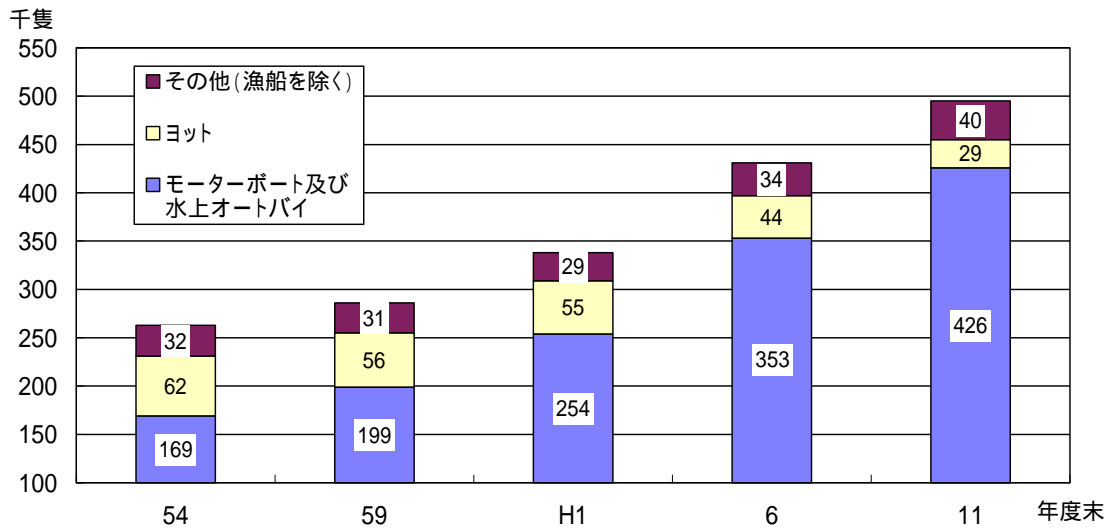
上記と同様に、小型船舶登録制度の導入に伴い、船籍票の交付制度が廃止されることから各種関係省令の整備を行います。

注）あくまでも現時点での原案ですので、今後の作成作業を通じて、内容等については、変更される可能性があります。

資料1：[小型船舶の登録等に関する法律の概要](#)

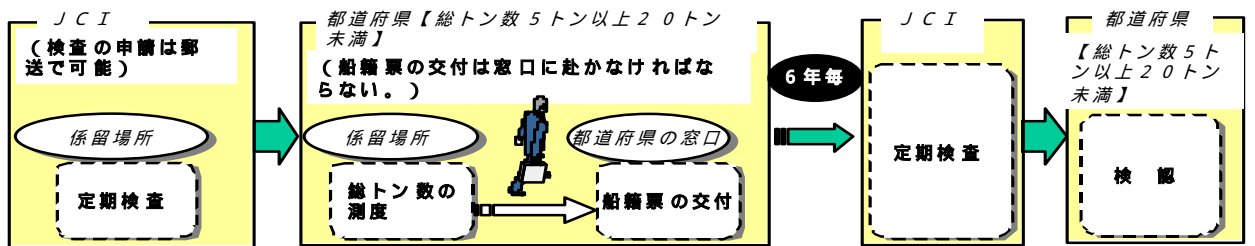
資料2：[小型船舶の登録等に関する法律の全文](#)

小型船舶（総トン数20トン未満の船舶のうち、漁船等を除く船舶）の保有隻数の推移



小型船舶検査機構が登録測度事務を行う場合のメリット
トータルサービスのワンストップ化

現行



トータルサービスのワンストップ化

